



23区初！透析患者の生命を守るため、災害時の行動指針を策定！

とき 協定締結日：平成28年3月16日(水)

ところ 協定締結式：練馬区役所(豊玉北6-12-1)

15日、区は23区では初となる、災害時においても透析医療を適切に提供するための、「練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針」を策定した。

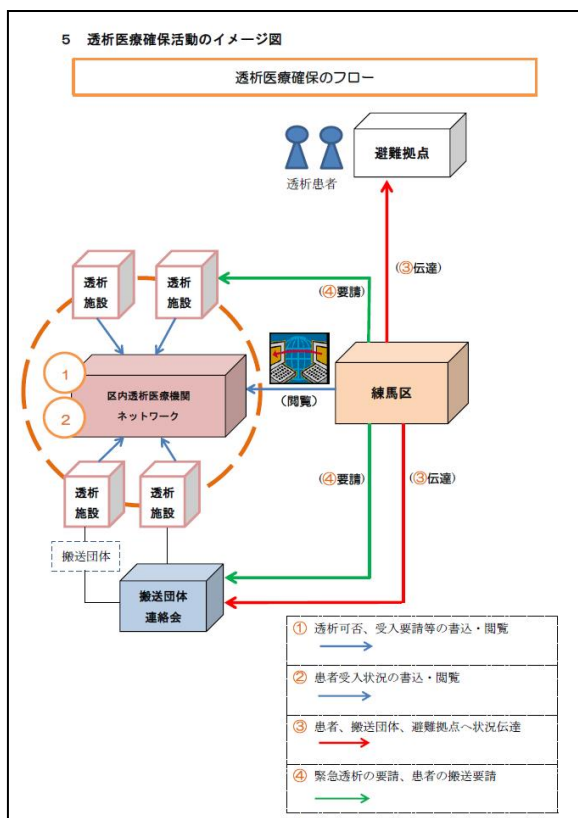
本指針は、区内透析医療機関・透析患者・透析患者搬送団体・区の4者による連絡会や、練馬区災害医療運営連絡会専門部会において検討したものであり、関係者がとるべき行動や連携のあり方を示している。

今後は訓練により検証を重ね、災害時の透析医療確保のための体制強化を図っていく。

また同日、透析患者の搬送手段を確保するため、平常時から透析患者を搬送している介護タクシー事業者団体である「練馬区透析患者送迎協議会」と、「災害時における透析患者搬送に関する協定」を締結した。

協定内容は、震災等によって、かかりつけの透析医療機関で透析が受けられなくなった患者を、同協議会が、避難拠点から、区内の指定する緊急透析医療機関まで搬送するというもの。

区では、今後も区内透析医療機関・透析患者搬送団体・透析患者会・区による4者連絡会において、災害時における透析医療確保体制の構築に向けて引き続き検討を行っていく。



【練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針（抜粋）】

1 『練馬区 災害時における透析医療確保に関する行動指針の策定』

【指針の内容】

- 平常時および発災時における、透析医療に関わる関係者（透析医療機関・透析患者・透析患者搬送団体・区）の行動や連携のあり方を記載。
- 透析医療確保のための各フェーズ（平常時からの準備・発災後の情報収集伝達・患者受入調整・患者搬送）毎に記載。

【災害と透析医療の提供】

人工透析には多くの水と電力を必要とすることから、ライフラインがストップした場合、医療機関は透析を提供することが難しくなる。東日本大震災では、宮城県的全透析施設が停電し、9割を超える施設が断水した。

定期的に透析を受ける必要のある透析患者は、2～3日に1回程度透析を受けないと命に関わるため、発災初期の混乱の中においても透析医療の確保は急務である。

透析医療の確保のためには平常時からの準備や発災時の冷静な行動が必要であることから、本指針を策定した。

2 『災害時における透析患者搬送に関する協定』

【協定の内容】

- (1) 災害時に透析が必要な患者が避難拠点 99 か所等で発生した場合、協定締結団体は区の要請に基づき、区が指定する緊急透析医療機関（東海病院）へ透析患者を搬送する。
- (2) 区は、協定締結団体の円滑な患者搬送のため、緊急通行車両の登録およびガソリンの優先供給を行う。

【災害と透析患者の搬送】

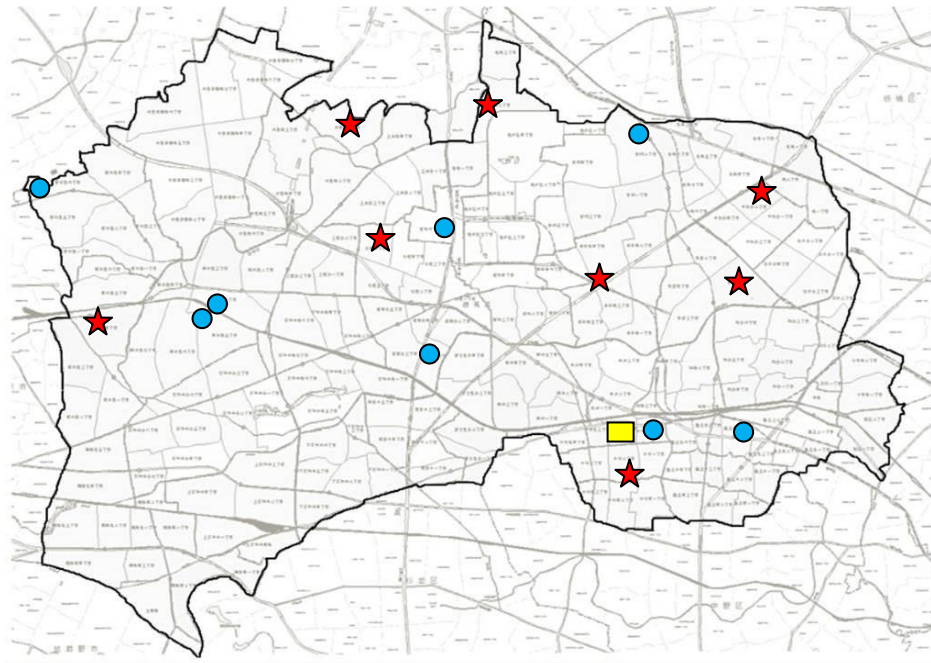
東日本大震災では、各透析医療施設は透析患者の集団移送を行ったが、残念ながら透析が間に合わず、亡くなられた方もいた。

こうした状況を受けて、区では昨年度に、23 区で初めて、透析患者の緊急搬送に関する協定を、NPO 等 8 団体と締結した。

今年度、区内の介護タクシー事業者によって新たに設立された「練馬区透析患者送迎協議会」と協定を結び、患者搬送体制をさらに強化する。

【協定締結事業者の区内分布】

●…前回協定締結事業者 ★…今回協定締結事業者 ■…緊急透析医療機関



3 今回の協定締結先

練馬区透析患者送迎協議会		
No.	会員事業者名	所在地
(1)	有限会社 東洋企画	練馬区早宮 1
(2)	介護タクシーらいじんぐ	練馬区大泉町 1
(3)	ポプラ介護タクシー	練馬区旭町 2
(4)	有限会社 虹	練馬区南大泉 4
(5)	ベリーサポートタクシー	練馬区平和台 2
(6)	ケア・タクシー RYO	練馬区中村 2
(7)	ケアサポートあおぞら	練馬区谷原 6
(8)	加藤介護タクシー	練馬区春日町 3

【問い合わせ】練馬区 地域医療課 管理係 電話 03-5984-4673